

報告第 13 号

市道中央市街線物損事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについての専決処分の報告について

市道中央市街線で発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 7 月 1 1 日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第9号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年7月3日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

市道中央市街線物損事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

市道中央市街線で発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- 相手方 住所
氏名
- 損害賠償額 金14,300円
- 事故の発生概要 発生日時 令和5年6月15日 午後4時30分頃
発生場所 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2278番地5地先
市道中央市街線
- 事故の状況 相手方の従業員が上記市道を走行し、スーパー松形屋
駐車場にバックにて駐車しようとして路肩に寄せて前進し
ていたところ、当該市道に設置してあった側溝の金属蓋
が左側後方のタイヤ側面に接触しパンクしたもの

施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏 名			
	住 所			
事 故 日 時	令和 5 年 6 月 15 日 午後 4 時 30 分頃			
施 設 名 等	市道中央市街線	事 故 原 因	側溝蓋破損箇所の通行	
事 故 場 所	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷2278番地 5 地先			
警察への届出 (自動車事故の場合)	(<input checked="" type="radio"/> 無) ・ 有 警察 警察署	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	令和 5 年 6 月 15 日午後 4 時 30 分頃、相手方の従業員が上記市道を走行し、スーパー松形屋駐車場にバックにて駐車しようとして路肩に寄せて前進していたところ、当該市道に設置してあった側溝の金属蓋が左側後方のタイヤ側面に接触しパンクしたもの			
事故状況 略 図	<p style="text-align: center;">市道中央市街線</p> <p style="text-align: center;">店 舗 駐 車 場</p> <p style="text-align: center;">側溝(金属蓋)</p>			
損害見積額	14,300円	損害賠償の 方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社名：損害保険ジャパン(株)) 保険名：全国町村会総合賠償補償保険 2. その他 ()	